



松浜町地区防災計画

～ 地震・津波から命を守るための安全な避難 ～

みんなで支え合う優しいまち「松浜」

令和7年3月

松浜町自主防災会

松浜町地区防災計画 目次

1. 計画対象地区の範囲
2. 地区の特性
 - (1) 自然特性
 - (2) 社会特性
 - (3) 災害特性
3. 地区防災計画の基本的な考え方
 - (1) 基本方針
 - (2) 活動目標
 - (3) 想定災害
4. 松浜町の避難計画
 - (1) 松浜町における防災上の課題
 - (2) 松浜町としての避難方針
 - (3) 高齢者の避難支援
 - (4) 津波一時避難施設の利用
 - (5) 松浜町から国道 43 号を渡っての避難
5. 松浜町自主防災会の活動内容
 - (1) おもな年間の活動予定
 - (2) 防災活動の体制
 - (3) 班別の任務分担
 - (4) 平常時・災害時のおもな班別活動
 - (5) 市や関係機関、近隣自治会との連携
6. 松浜町自主防災会の各班における今後の取組
 - (1) 「情報班」防災意識の普及啓発・体制整備
 - (2) 「救出・救護班」防災講座・イベント
 - (3) 「避難・誘導班」避難訓練の実施
7. 計画の見直し
 - (1) 計画の見直し時期
 - (2) 見直しについての留意事項
8. 参考資料【命を守るために】防災情報の入手方法

1. 計画の対象地区の範囲

芦屋市松浜町を計画対象地区とします。



2. 地区の特性（令和7年1月1日現在）

松浜町人口 1,857 人（男性 834 人・女性 1,023 人）

高齢化率 30.3% （65 歳以上人口 562 人）

松浜町世帯数 891 世帯

松浜町は、地区の西側に芦屋公園（テニスコート）を挟んで、芦屋川が流れており、東側に伊勢町、南側に臨港線を挟んで緑町、北側に浜芦屋町に隣接しており、面積約 169 千㎡のエリアに位置しています。

（1）自然特性

平成7年1月17日の阪神・淡路大震災においては、松浜町で全壊42棟、半壊59棟の被害があり、建物被害割合（（全壊＋半壊）/全棟）は43.2%にも及びました。

（2）社会特性

松浜町は、江戸時代に田地の開発が行われ、交通の発達とともに大正時代の始めから終わるころには、芦屋川沿いに宅地造成が進められたところに次々と家が建ち、住宅地になったとされています（芦屋市史）。

（3）災害特性

現在、松浜町において想定されている主な災害リスクは、南海トラフ地震による建物倒壊、津波被害、台風や大雨による高潮被害や河川の氾濫などによる浸水被害です。

3. 地区防災計画の基本的な考え方

（1）基本方針

自助と共助の観点から住民の相互協力の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、防災についての知識、技能を修得し、地震その他の災害による被害の軽減を図ります。また、関係機関と緊密な連携のもとに災害時に自主的な防災活動ができるようにするため、地域が主体となって活動します。

（2）活動目標

いつ起こるかわからない災害に備えて、平常時の活動を具体的に明示し、松浜町住民の防災意識づくりに寄与するため、住民が参加する「花壇清掃作業」、まち歩きを兼ねる「ウォーキングの会」、「防災訓練」等にて、防災に関する知識の普及および体験型活動を定期的の実施します。

(3) 想定災害

最優先で想定する災害は、南海トラフ地震とします。(風水害については今後の検討項目とします。)

4. 松浜町における避難計画

(1) 松浜町における防災上の課題

自主防災会が令和6年5月に実施した地区住民に対する「防災意識アンケート調査」結果から、以下のような防災上の課題があげられます。

1) 災害に対する認識

災害時、松浜町は「ある程度危険」、「危険」と考えている世帯が6割います。松浜町は、海拔が低く、阪神・淡路大震災以前に建築されている住居があります。さらに、高齢者のみの世帯が多いことなどが影響していると思われます。

2) 避難行動、避難場所

松浜町は、南海トラフ地震からの津波避難に関して、住民は国道43号以北に逃げることで推奨されています。

しかし、国道43号は普段から交通量が多いため災害時には停電等により混乱が起きることが予測されます。そのため高齢者や障害者などの要支援者、乳幼児や小児といった小さな子ども等を連れて避難することを考えると大きなネックになる可能性があります。

命を守るために一時的に避難する場所を決めている人は8割おり、一時的な避難場所として、ロイヤル芦屋松浜、芦屋松浜ハイツ、精道小学校、芦屋市本庁舎東館、芦屋市分庁舎等と決めている人が多くみられます。特に、高齢者(70歳以上)では、松浜町内の津波一時避難施設であるロイヤル芦屋松浜、芦屋松浜ハイツと決めている人が4割います。このことから、災害時に備えて、日頃から避難者の受け入れ等の防災訓練を実施し、検証しておく必要があると考えられます。

さらに、高齢者等の要配慮者については、自治会や民生児童委員、福祉推進委員と協力し要配慮者の名簿を活用した安否確認の仕組み作りなど、スムーズな避難支援を行えるように検討を進める必要があります。

3) 大地震に対しての不安

大地震に対して不安なこととして、「津波」、「ライフラインの停止」、「家屋の倒壊」に関するものが多くみられます。特に、高齢者(70歳以上)では、「津波からの避難が心配」と回答している人が、7割近くいます。

そのために、南海トラフ地震が起こることを想定し、日頃から備えるべく、非常用持ち出

し袋に水、食料等を平常時から準備し、状況に応じた避難方法を家庭や近隣の住民同士で話し合っておくことや家具の固定等の対策を行っておく必要があります。

4) 災害時にできること

災害時に自分ができることとして、「安全確認作業」、「救助活動」、「要救助者のケア」を挙げた人が多くみられます。まずは自助の活動を行った上で、他者へのフォローを行おうと考えており、災害時における助け合いの意識が高い人が多いと思われます。

5) 家族との安否確認

家族との安否確認方法について、取り決めている人は4割弱で、具体的な方法として「災害用伝言ダイヤル」、「携帯電話会社の災害用伝言サービス」を利用すると回答しています。中でも高齢者(70歳以上)の一人暮らしでは、「安否確認方法を決めている」人が3割に留まっています。

そのため、家族がバラバラに避難しても落ち合う場所や安否確認の連絡方法をあらかじめ決めておく必要があります。

6) 近所づきあい

近所づきあいをしている人は約6割で、4割の住民が近所づきあいをしていません。

このことから、日ごろからの近所付き合いをはじめ、地域交流イベントの開催など、自治会活動を通じて、地域コミュニティ活動を活性化しておく必要があります。

(2) 松浜町としての避難方針

1) 避難方針

○日頃からの備え

- ・すぐに避難できるように服を準備しておく。靴は運動靴が良い。
- ・水、常備薬、眼鏡、モバイルバッテリー等自分が避難時に持ち出す物を置いておく。
- ・高齢者宅への感震ブレーカーの設置を進める。
- ・日頃から近隣の住民や高齢者等の要配慮者と積極的に付き合い(顔見知りになる)、信頼関係を築く。

○地震時及び直後の行動

- ・身の安全の確保を第一に、その後、火の始末、ブレーカーを落とす。
- ・避難経路(出口)を確保する。
- ・自分の身の安全が確保できれば、家族、さらには、近隣の住民、高齢者等の要配慮者の避難を支援する。
- ・単独避難が難しい場合は、近隣の住民が声掛け、手助けしながら避難する。

- ・避難先として、原則国道 43 号以北に避難する。
- ・国道 43 号以北まで避難できない場合は、松浜町内の津波一時避難施設（ロイヤル芦屋松浜、芦屋松浜ハイツ）へ避難する。
- ・原則として徒歩で避難する。

2) 避難場所等

芦屋市の避難施設の種類		松浜町の近くでは
地震・津波が発生した場合に避難する場所		
避難所	住宅が被害を受け、居住の場所を失った人や避難指示などが発せられたとき、緊急避難の必要がある人を収容する施設	精道小学校、県立芦屋高等学校、竹園集会所(津波の恐れがない場合は使用可)など
津波一時避難施設	津波から避難する時間がないときに避難する、一時的な施設	精道小学校、芦屋市本庁舎東館、芦屋市分庁舎、クレリ芦屋ホール、ロイヤル芦屋松浜、芦屋松浜ハイツなど
津波がおさまった場合に二次的に避難する場所		
福祉避難所	高齢者や障害のある人など、配慮を必要とする要配慮者が一時的に生活する二次的な避難所	芦屋ケアセンターそよ風保健福祉センターなど
広域避難場所	災害時に周辺地区から避難者を収容し、災害後に発生する市街地火災などから避難者を保護する公園、緑地	芦屋市総合公園など

（３）高齢者等の避難支援

高齢者等の要支援者の避難については、日頃から、近隣の住民と積極的に付き合い（顔見知りになる）、防災訓練時には参加してもらうなどの取り組みを進める中で、信頼関係をつくり、災害時にスムーズな支援ができるようにします。

災害時に、単独避難が難しい場合は、近隣の住民が声を掛け、手助けしながら避難します。

乳幼児・小児がいる子育て世帯は、日頃から、子どもとの触れ合いを重視した夕涼み会や夏休みのラジオ体操会等のイベントに参加し、積極的に近隣と付き合い顔見知りを増やし、助け合える関係性を築けるようにします。

国道 43 号以北まで避難できない場合は、松浜町内の津波一時避難施設（ロイヤル芦屋松浜、芦屋松浜ハイツ）へ避難します。

（４）津波一時避難施設の利用

松浜町内には、津波一時避難施設として、「ロイヤル芦屋松浜」、「芦屋松浜ハイツ」があります。

日頃から、この二つの施設管理者および居住者と松浜町自治会住民とのイベント等を通

じた交流を行い、協力関係をつくります。松浜町で防災訓練を行う場合には、この二つの施設の協力のもとに実施し、避難者の受け入れ場所、受け入れ場所までの経路等を確認します。

（５）松浜町から国道 43 号を渡っての避難

松浜町から国道 43 号を渡って避難する方法として、「交差点を渡る避難」、「陸橋を渡る避難」が考えられます。どのルートを通して避難するかを日頃から家族で話し合っておくことが大切です。



凡例

	避難所
	津波一時避難施設
	津波に注意が必要な地域
	津波浸水深0.3m～1.0未満
	津波浸水深0m～0.3m未満

5. 松浜町自主防災会の活動内容

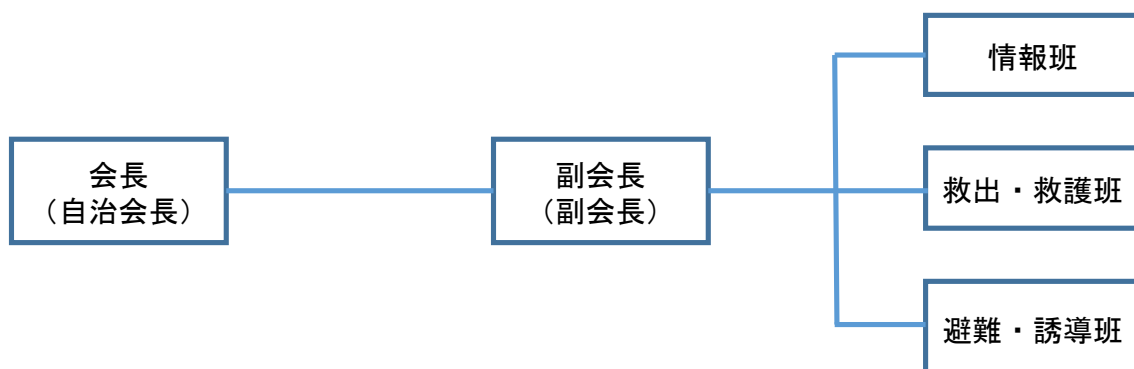
令和7年度、松浜町自治会では、自主防災会の組織体制の改定を予定しています。自主防災会の年間の活動予定と防災活動の体制については、以下の通りです。

(1) おもな年間の活動予定

防災に関する体験型の学びの機会を定期的 to開催します。

(2) 防災活動の体制

松浜町自主防災会の新組織図



(3) 班別の任務分担

情報班	災害時、適切な支援をいち早く受けられるよう町内の情報を集約し関係機関への報告及び住民の情報不足による不安を解消するため、収集した情報を提供する活動などを行います。これを可能にするため、平常時は防災知識の普及啓発、連絡体制の確立、訓練などを実施します。
救出・救護班	災害時、住民の命を守るために、建物の倒壊、落下物等により救出、救護を要する者が生じたときは、直ちに救出救護活動を行います。また、地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期消火（の援助）を行います。 これを可能にするため、平常時は主に訓練を通じて、技術の習熟に努めます。
避難・誘導班	災害時、避難の必要が生じた際に、住民の安否を確認し、避難呼びかけ、避難支援、避難誘導等を実施する。また、避難所の開設・運営を実施します。 これを可能にするため、平常時に高齢者等の要配慮者を始め住民間で顔の見える関係づくりを行い、避難先・避難方法などの周知活動、訓練を実施します。

(4) 平常時・災害時のおもな班別活動

班	平常時	災害時（発災からのフェーズ順）
情報	・地区防災計画の作成・配布 ・自治会報に防災関連記事を掲載 ・防災知識の普及 ・被災状況や避難状況等の情報収集・住民に対する情報提供を含む情報伝達訓練	・被災状況の把握 ・負傷者の状況把握 ・避難状況の把握 ・在宅避難者の把握 ・ライフライン情報の把握
	・連絡方法の確立 ・ブロックのリーダー、サブリーダーを決める ・ブロック内で要配慮者の把握に努める ・高齢者(一人世帯・要配慮者)は役員間で情報共有	・兵庫県、芦屋市等からの災害情報の収集
救出・救護	・AED や胸骨圧迫訓練	・負傷者の応急手当
	・止血等の応急手当訓練	・負傷者の応急手当
	・毛布タンカ等の搬送訓練	・医療機関や応急救護所等へ搬送
避難・誘導	・要配慮者名簿を活用した要配慮者と顔の見える関係づくり	・要配慮者の安否確認
	・避難経路を徒歩で確認 * 松浜町内のまち歩き・防災マップ作成 * 国道 43 号以北へのまち歩き * 松浜町内の津波一時避難場所への避難方法、利用のルール	・避難の呼びかけ ・要配慮者の避難支援
	・ロイヤル芦屋松浜・芦屋松浜ハイツとの共同訓練	・避難者の受け入れ要請
	・安否確認を含めた避難訓練（避難誘導含む）	・安全な避難誘導の実施
	・精道小学校（拠点避難所）の避難所開設訓練 * 体育館への入り方（開錠・ルートなど）	・避難所開設と運営
	・夕涼み会の開催 ・夏休みにラジオ体操会を実施 * 子育て世代の顔見知りを増やし、助け合える関係性作り	・乳幼児、小児の避難支援

(5) 市や関係機関、近隣自治会との連携

芦屋市や近隣の自治会（浜芦屋町、呉川町、伊勢町、竹園町）と連携して、防災訓練を実施します。

6. 松浜町自主防災会の各班における今後の取組

松浜町自主防災会における直近1～2年の取組について、以下に記載します。

(1)「情報班」防災意識の普及啓発・体制整備	
令和7年度	地区防災計画作成・配布、自治会報に防災関連記事の掲載
	ブロックの連絡方法の確立
	・リーダー、サブリーダーを決める
	・高齢者(一人世帯)等の要配慮者について役員間で情報共有
令和8年度	災害を想定した在宅避難者の把握訓練
	災害を想定した避難所避難者の把握訓練
(2)「救出・救護班」防災講座・イベント	
令和7年度	防災倉庫の防災備品（簡易トイレ、エネポ発電機、ヘルメット、防寒シート等）の確認
	防災研修会の開催（AEDや胸骨圧迫訓練・止血等の応急手当訓練）
	毛布タンカ等の搬送訓練
令和8年度	防災倉庫に収納されている防災備品の使い方訓練
(3)「避難・誘導班」避難訓練の実施	
令和7年度	ロイヤル芦屋松浜、芦屋松浜ハイツとの共同防災訓練
	夕涼み会・夏休みラジオ体操会の開催（子育て世帯の顔見知りを増やし、助け合える関係性作り）
令和8年度	精道小学校避難時の初動訓練
	まち歩き後に精道小学校避難所までの経路確認

7. 計画の見直し

(1) 計画の見直し期間

計画は適宜見直しをしていながら、毎年4月に行う自治会の総会で計画を更新します。
5年を経過した後には、2年に1回更新します。

(2) 見直しについての留意事項

計画更新の際には、できるだけ多くの自治会員にも参加を促し、幅広いメンバーで協議をすすめます。

8. 参考資料 【命を守るために】 防災情報の入手方法

あしや防災ネット (<http://bosai.net/ashiya/>)

携帯電話やパソコンから登録（無料）すれば、警報発表などの災害情報、避難発令、避難場所、気象情報等の地域に密着した情報をメールで得ることができます。

芦屋市では、防災行政無線や緊急速報メールを使用する情報伝達に加え「あしや防災ネット」を緊急時の連絡手段として推進しています。

あしや防災ネット かんたん登録方法

登録料は無料。(ウェブ接続料・メール受信料は別途かかります)
あしや防災ネットからの防災情報や、気象情報をぜひご活用ください！

最初に

ashiya@bosai.net 宛てに空メールを送信してください。
または右記QRコードを読み取り、空メールを送信してください。

空メール

From ***@****.***

To ashiya@bosai.net

件名

【件名】と【本文】欄は空欄のまま、
ashiya@bosai.netにメール送信をします

1

二次元コード



次に

空メールを送ると、まもなく返信メールが届きます。(※1)
メール本文内にある「利用規約(必読)」を必ず読んでいただき、
同意されましたら「利用規約に同意して登録する」を選択してください。

2 折り返しメールが届きます

返信メール

From info@bosai.net

To ***@****.***

件名 【仮登録】情報メール受信

利用規約(必読)
http://bosai.net/*****

3 メール本文からこちらのURLを選択し、
表示される利用規約は必ずお読みください

4 同意されましたら、こちらのURLを選択し、
登録完了画面にお進みください

5 下の画面が表示されれば登録は完了です！

登録完了画面

【あしや防災ネット】

◆登録内容の確認◆
以下のとおり登録されました。

■緊急情報メール
・【あしや防災ネット】

■お知らせメール
・【あしや防災ネット】

■国民保護情報メール
・芦屋市

■気象情報メール
◆地震情報◆
・兵庫県全域
◆津波注意報・警報◆
・兵庫県瀬戸内海沿岸
・淡路島南部
◆気象・土砂災害警戒情報◆
・芦屋市
◆河川洪水予報◆
(受信しない)
◆電巻注意情報◆
(受信しない)
[変更・解除する](#)

(※1)空メールを送ったのに返信メールが届かない！
以下の原因が考えられます！

※PCからのメールを拒否していませんか？
※URL付きのメールを拒否していませんか？
※メールの指定受信をされていませんか？

設定の変更については裏面をご参照していただくか、
各携帯電話会社へお問い合わせください。

お問い合わせ先：
芦屋市 防災安全課
TEL: 0797-38-2093
Eメール: bosai@city.ashiya.lg.jp

災害用伝言ダイヤル(171)の利用方法 ※毎月1日及び15日 0:00～24:00体験可

災害時に、固定電話、携帯電話・PHS 等の電話番号宛に安否情報(伝言)を音声で録音(登録)し、全国からその音声を再生(確認)することができます。

操作手順

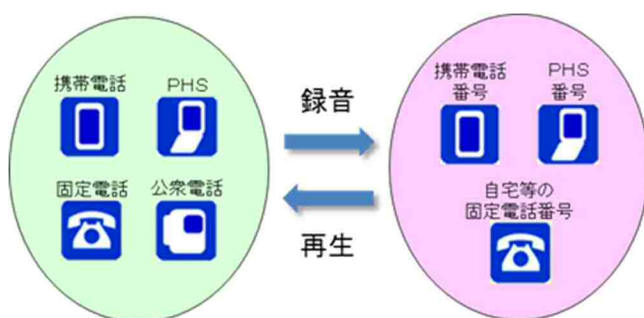
1. **171** をダイヤルします。
2. ガイダンスに従って、録音の場合は **1** を、再生の場合は **2** をダイヤルします。
(暗証番号を付けて録音・再生を行うこともできます。)
3. ガイダンスに従って、連絡をとりたい方の電話番号をダイヤルします。
(03 等の市外局番で始まる電話番号の場合、**市外局番から** ダイヤルします。)
4. 伝言を録音・再生することができます。

利用できる電話

災害用伝言ダイヤルは、加入電話(プッシュ回線、ダイヤル回線)、公衆電話、ISDN、携帯電話・PHS、IP 電話から利用可能です。(詳細はご利用の電話会社にお問い合わせください。)

ただし、伝言の録音・再生は、被災地の方の電話番号宛に行う必要があり、この電話番号は 03 等の市外局番で始まる電話番号、携帯電話・PHS の電話番号、IP 電話の電話番号が対象です。

<利用イメージ>



注意点

- 伝言録音時間は、1 伝言当たり 30 秒以内です。
- 1 電話番号当たり、1～20 伝言まで登録できます。(登録できる伝言数を超えると、古い伝言から削除されます。)
- 伝言の保存時間は、登録してから災害用伝言ダイヤル(171)の提供期間が終了するまでであり、保存時間を過ぎると消去されます。(体験利用時は体験利用期間終了後に消去されます。)
- 登録された伝言は保存期間経過後に消去される以外の方法で削除することはできません。
- 災害用伝言ダイヤルを運営している NTT(東西)の提供する加入電話、ISDN、公衆電話、ひかり電話から伝言を録音・再生する場合の通話料は無料です。(その他の事業者の電話、携帯電話や PHS から発信する場合の通話料の有無等については各事業者にお問い合わせください。)
- 提供開始時に、NTT(東西)が状況に応じて登録できる電話番号、伝言録音時間や伝言保存期間等の運用方法・提供条件を設定し、テレビ・ラジオ・インターネット等を通じて告知されます。
- 災害用伝言ダイヤル(171)は、NTT(東西)が別に提供している「災害用伝言板(web171)」と連携しているため、それぞれで登録された伝言内容を、相互に確認ができます。

■発行：松浜町自主防災会

「芦屋市松浜町 地震 その時 10 のポイント」 (地震・津波から命を守るための安全な避難)

大きく揺れた時の行動

1. グラッときたら身の安全

大きな揺れを感じたら、まず身の安全を図り、揺れがおさまるまで様子を見る。

地震時及び直後の行動

2. すばやい消火 火の始末

火を消す3度のチャンス

○小さな揺れを感じた時

最初の揺れは、そう強い衝撃ではないはずです。

「グラッ」ときた時、その2、3秒の瞬間をとらえ、使用中の火を消します。

○大きな揺れがおさまった時

大きな揺れの時は火を消すことは困難です。

一度机の下などに身を伏せ“揺れ”がおさまるのを待ってから火を消します。

○出火した時

もし、出火しても1から2分程度では燃え広がってはいません。

手近にある消火器具で消せるはずです。

でも、消火器で消せるのは、天井に燃え広がるまでに協力して火を消しましょう。

3. あわてた行動 けがのもと

屋内で転倒・落下した家具類やガラスの破片などに注意する。

かわら、窓ガラス、看板などが落ちてくるので外に飛び出さない。

4. 窓や戸を開け 出口を確保

小さな揺れの時または揺れがおさまったときに、避難できるよう出口を確保する。

5. 門や塀には近寄らない

屋外で揺れを感じたら、ブロック塀などに近寄らない。

地震後の行動

6. 津波 確かな避難

津波が予想される場合は、予め決めていた避難場所に避難する。

より遠く、より高い場所へ避難する。原則、国道 43 号以北を目指す。

どうしても国道 43 号以北まで避難できない場合は、松浜町内の津波一時避難施設（ロイヤル芦屋松浜、芦屋松浜ハイツ）へ避難する。

高齢者で単独避難が難しい場合は、近所の住民が声掛け、手助けしながら避難する。

原則として徒歩で避難し、車を使わないようにする。

7. 正しい情報 確かな行動

あしや防災ネットや関連の Web サイト、ラジオやテレビ、消防署、行政などから正しい情報を得る。

エリアメールや防災行政無線で、大津波警報が発表された場合は、避難が必要となる。

8. 確かめ合おう わが家の安全 隣りの安否

わが家の安全を確認後、近隣の安否を確認する。

家族同士話し合っていた連絡方法や避難場所などを確認する。

9. 協力し合って 救出・救護

倒壊家屋や転倒家屋などの下敷きになった人を近隣で協力し、救出・救護する。

10. 避難の前に安全確認 電気・ガス

避難が必要な時には、ブレーカーを切り、ガスの元栓を締めて避難する。

感震ブレーカーを高齢者宅へ設置しておく。

平時の心掛け 10のポイント

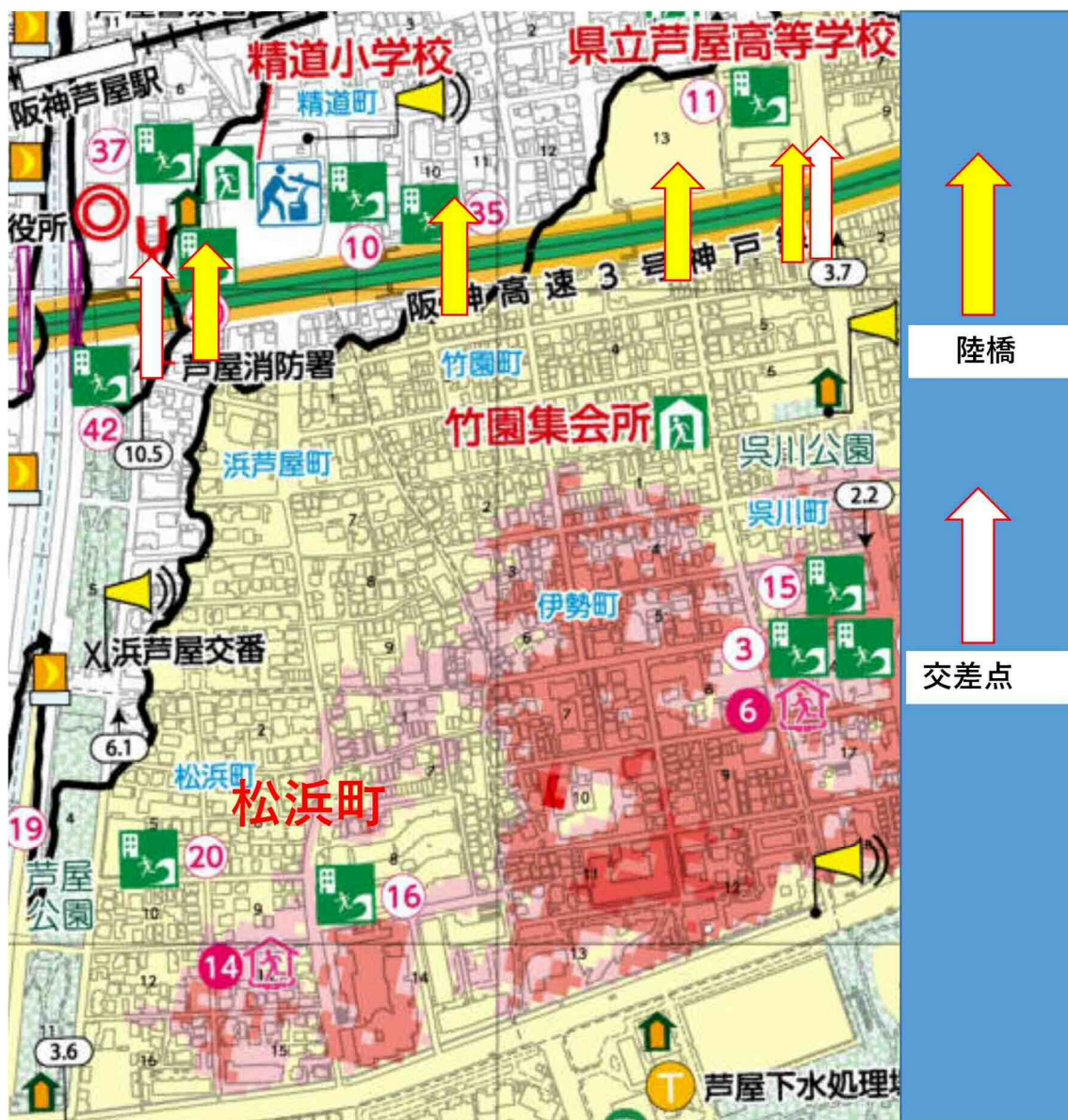
1. あしや防災ネットに登録する。
2. 避難場所と避難ルートを確認する。
3. 家族との安否確認方法を決めておく。
4. 家族がバラバラに避難したときに、落ち合う集合場所を決めておく。
5. 水、食料3日分、簡易トイレを備蓄しておく。
6. 家具を固定する。
7. 年1回の防災訓練（ウォーキングの会）に参加する。
8. 身近な人と普段から挨拶をする。
9. 非常用持ち出し袋を備えておく。
10. モバイルバッテリー、懐中電灯、常備薬などを用意しておく。

松浜町防災マップ

松浜町 地図



松浜町から国道 43 号を渡っての避難



凡例

	避難所
	津波一時避難施設
	津波に注意が必要な地域
	津波浸水深0.3m～1.0未満
	津波浸水深0m～0.3m未満